

令和5年12月期 期末・勤勉手当（一般の組合員）及び 期末手当（短期組合員）における共済掛金等の算定方法について

令和5年12月期の期末・勤勉手当（一般の組合員）及び期末手当（短期組合員）における共済掛金・保険料の算定方法について、お知らせします。

期末・勤勉手当及び期末手当から控除する掛金の額は、「標準期末手当等の額」※1が算定基礎となります。「標準期末手当等の額」に下記の保険料・掛金率を乗じて掛金額を計算します。

（「標準期末手当等の額」の決定においては、毎月の給与から控除している掛金の算定基礎である「標準報酬月額・等級」を用いません。）

※1 「標準期末手当等の額」は、期末・勤勉手当及び期末手当の支給額から、千円未満の端数を切り捨てた額です。

【保険料・掛金率】

単位：千分率(‰)

区分		令和5年度 掛金率	
		一般の組合員	短期組合員
長期 給付	厚生年金保険料	91.50 ※2	
	退職等年金掛金	7.50	
短期 給付	短期掛金 ※3	44.86	44.86
	介護掛金 ※4	8.43	8.43
掛金率 計		143.86	44.86
掛金率 計（40歳以上65歳未満）		152.29	53.29
後期高齢者医療被保険者（75歳以上）		10.30 ※5	2.80 ※6

※2 厚生年金保険料は70歳未満の組合員の方に納めていただきます。

※3 短期掛金には、育児・介護休業手当金及び保健事業に係る掛金率が含まれています。

※4 介護掛金は、介護保険第2号被保険者（市町村に住所を有する40歳以上65歳未満の方）である組合員の方に納めていただきます（40歳に達した月（1日生れの方は前月）の分から65歳に達した月の前月（1日生れの方は前々月）の分まで）。

※5 退職等年金掛金及び育児・介護休業手当金に係る掛金率を適用します。

※6 育児・介護休業手当金に係る掛金率のみ適用します。

【上限額があります】

「標準期末手当等の額」には、次の上限額が設定されています。

長期給付	1支給期につき150万円	→	一般の組合員 (長期給付・短期給付)
短期給付	年度累計で573万円		

計 算 例

標準期末手当等の額 × 保険料・掛金率(端数切捨て)

【一般の組合員】

期末・勤勉手当の額932,191円の場合

→標準期末手当等の額932,000円(支給額から1,000円未満を切り捨てて、決定します。)

- ① 厚生年金保険料 85,278円(932,000円 × 91.50/1000)
- ② 退職等年金掛金 6,990円(932,000円 × 7.50/1000)
- ③ 短期掛金 41,809円(932,000円 × 44.86/1000)
- ④ 介護掛金 7,856円(932,000円 × 8.43/1000)
(介護掛金は40歳から64歳までの組合員が対象です。)

【短期組合員】

期末手当の額270,937円の場合

→標準期末手当等の額270,000円(支給額から1,000円未満を切り捨てて、決定します。)

- ① 短期掛金 12,112円(270,000円 × 44.86/1000)
- ② 介護掛金 2,276円(270,000円 × 8.43/1000)
(介護掛金は40歳から64歳までの組合員が対象です。)

ぜひ一度、使ってみませんか? マイナンバーカードの保険証利用



詳細は厚生労働省WEBサイトをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

